

苦情解決制度 解決結果の公表

(1) 令和7年8月～令和8年1月に受け付けた苦情、意見等 10件

	受付日	申出人	困ったこと・心配なこと・学園への希望等	経過・解決結果
1	令和7年 8月上旬	入園児童	他児との接触を禁止しているけど、ここでたあとに他の人と接しよくすることにためらいができるのが心ばい。さわられなくなかったら、ことわったりすることも大切なことだと思う。ここでたちよく人にふれることがうれしくて、かじょうにふれて相手にきらわれるのがこわい。	申出人の訴えを傾聴して、下記のとおり対応した。 このことについて、本人が寮の職員に相談したことがないとのことであった。本人の了解の上で、寮長に本人から相談があったこと、その内容について伝えた。
2	令和7年 9月上旬	入園児童	●先生にりふじんなことですごいどなられた。とんぷくのもうとしてやっぱりいらないって言ったら「じゃあいうな」って言われた。●先生おこっていた。▲にだけあたりをつよくされたりした。ヤツあたりされた。むしもされた。	申出人の訴えを傾聴した。下記のとおり確認し、申出人の了解をとった上で●先生に伝えた。 同寮の他児に確認した。怒鳴っている様子はなかったとのこと。 「自分の指導的ところが及ばないと感じている。どうやってアプローチしていくかという方針が描けない。」との話であった。 申出人に対しては、「●先生からの話として、今は関係性が悪いから無理だけど、可能なら2人で話ができると思う、(当該児童に)そういう気持ちがないのはわかっているので、無理強いをするつもりはない」と伝えた。
3	令和7年 9月上旬	匿名	■さんに寮の子はあなたに害だから近づくな、無視しろ等言われた。仲が良かったので傷ついた。 ■さんにたびたびこのようなことを言われること。なるべくこのようなことはさせないでほしい。	当該職員に本件について確認した。 「寮内では相互に距離をとった方が良いことの例として、無視できないのかと伝えたつもりであった。不適切な言葉であったと反省している。」との話があった。
4	令和7年 9月下旬	入園児童	ドライヤーを使う時、寮のある先生が「ドライヤーは髪を乾かすために使え。分けるために使う	申出人の訴えを傾聴して、下記のとおり対応した。 申出人は理解を示した。

			<p>な」と言い、ドライヤーに制限をかけたきた。そもそも人は生まれながらに身体の自由という権利がある。髪型を決めるのも俺の権利がある。それを制限するのはおかしいと思う。</p> <p>髪型を制限され、人権を侵されていることに納得がいかない。園長や課長、総務課のほうからドライヤーを制限してくる先生にそれをやめるよう言ってほしい。それか、そもそも髪型の自由をルール化してほしい。</p>	<p>ドライヤーについては、当該寮と職員に3分間という時間であれば自由に使えることを確認し、本人に伝えた。本人から納得を得た。また、髪型については、本校の校則に揃えていることを本人に伝えた。</p>
5	令和7年10月中旬	入園児童	<p>麺類のメニューを増やして欲しい。</p>	<p>申出人の訴えを傾聴して、下記のとおり説明をした。申出人は理解を示した。</p> <p>栄養士や厨房と協議をして、麺類のメニューの回数を増やすよう献立てに反映する。</p>
6	令和7年10月中旬	入園児童	<p>物価高や給食の予算があるのは知っています。ですが、昨年度に比べたらおやつが減っています。僕たち、生徒はおやつを学園生活の一つの楽しみになっています。なので一品や二分でも良いので増やしてほしいです。</p>	<p>申出人の訴えを傾聴して、下記のとおり説明をした。申出人は理解を示した。</p> <p>栄養士や厨房と協議をして、おやつを量を増やすよう対応する。</p>
7	令和7年10月中旬	入園児童	<p>おやつを増やして欲しい。</p>	<p>申出人の訴えを傾聴して、下記のとおり説明をした。申出人は理解を示した。</p> <p>栄養士や厨房と協議をして、おやつを量を増やすよう対応する。</p>
8	令和7年11月上旬	入園児童	<p>人によって態度を変え大声で注意をしてくるなどをする職員に困っています。</p>	<p>申出人の訴えを傾聴した。</p> <p>申出人から「既に、寮長に間に入ってもらって、当該職員と経緯や何が嫌だったかの話し合いをした。その結果、解決したと思っている。」との話があった。</p>

9	令和7年 12月上旬	匿名	ソースを中濃かウスターか選べるようにして欲しい。(自分的には中農がいい。)	栄養士、厨房と協議をし、両方を選べるよう対応した。
10	令和8年 1月下旬	入園児童	<p>現在の◆寮のことで相談があります。それは、職員の指示、注意についてです。</p> <p>納得できていないことを以下にまとめました。 (連帯責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の壁に■さんがサーカボールを強く当て◆寮全体が怒られ、その後体育館でサッカー関係の遊びが禁止になりました。 <p>(子供を信用していない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出して買ったスケッチブックを寮で使おうとしたら●先生に別の用途(個人情話の交換など)に使うかもしれないと言われ、寮では使えないこととなりました。 <p>(◆寮の職員の指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・▲先生 寮の子たちの目線で考えてくれない。 ・●先生 指示がばらばらです。 <p>また、職員同士で情報を上手く伝達できていないため、ルールが変わってしまうことが多々あります。</p>	<p>申出人に以下のとおり伝えた。また、申出人了解の上、当該職員にも伝えた。</p> <p>(連帯責任)</p> <p>再度ルールの確認等をした後、児童に説明、約束事として守ることを確認して再開、という流れはあっても良いと思う。寮の先生に検討してもらうよう話をしてみる。</p> <p>(子供を信用していない)</p> <p>スケッチブックは通常は預かりとし、使用時に本人に渡す、という方法で使用は可能と思われる。外出、外泊できない、購入した物を持ち込めない児童もいるため、スケッチブックは文房具ではない物、趣味の物としての扱いで持ち込みはできない、という判断だったのではないかと思う。</p> <p>(◆寮の職員の指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・▲先生について 今指導することが今後につながる、と思って注意している。言い方やタイミングを図れる場面であれば、そういう点では別の対応方法があるのかもしれない。子どもからそういう意見が出ていることを▲先生に伝えることとする。 ・●先生について ルール変更を寮の先生が知らないのは問題である。そこについては周知していく。子ども達に合わせたルールのマイナーチェンジは必要になる場合もある。変更したのであれば寮の先生が周知して対応してもらうように伝えることとする。